

様式第 1 号（第 5 条関係）

入札条件

低入札価格調査制度による調査基準価格が設定されている入札において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、契約保証金額及び契約不適合責任の存続期間を次のとおりとする。

- 1 契約保証金額は「契約金額の10分の3以上」とし、高根沢町建設工事請負契約書第57条第2項に規定する違約金は「請負代金の10分の3に相当する額」とする。
- 2 契約不適合責任の存続期間は、工事目的物の引渡しを受けた日から3年以内とする。  
ただし、設備機器本体等については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないが、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年6月が経過する日までとする。